

受験番号	
------	--

令和3（2021）年度横浜国立大学大学院国際社会科学府

博士課程前期 国際経済法学専攻

入学試験（第2次募集）（筆記試験）問題

# 専門科目

民法	.....	1
商法	.....	2
民事訴訟法	.....	3
国際法	.....	4
租税法	.....	5
労働法	.....	6
知的財産法	.....	7
社会保障法	.....	8
政治学	.....	9



〔民法〕

次の（１）および（２）のすべてに解答しなさい。

甲不動産を所有しているAには、配偶者Bとの間に子C、Dがいる。Aが遺言をすることのないままに死亡した後、遺産分割協議が調う前に、BとCに無断でDが偽の遺産分割協議書を作成し、相続財産である甲不動産を自らが単独相続したとする相続登記をした。そしてDは、甲不動産についてEとの間で売買契約を締結し、Eは甲不動産についてDから単独所有権移転の登記を受けた。

（１）Aの法定相続人を全て列挙したうえで、それぞれの法定相続分を答えなさい。（30点）

（２）Bは、Eに対して、自らが相続人であるとして、甲不動産について自らの法定相続分に対応する持分を有すると主張した。この主張は認められるか。理由を示して答えなさい。（70点）

## 〔商法〕

次の文章を読んで、第1問から第3問までの問題のすべてに解答しなさい。

甲株式会社（以下「甲社」とする。）は、会社法上の非公開会社かつ取締役会設置会社である。Xは、甲社発行済株式総数の35パーセントを保有する株主である（甲社の役員等ではない。）。Xは、日頃から甲社の経営に介入し、甲社経営陣の頭を悩ませていた。そこで、甲社経営陣は、資金不足のためにXは出資を履行することができないことを見越して、株主割当ての方法によって募集株式の発行を行うことを計画した。

なお、甲社の定款には、株主割当ての場合においては、会社法199条1項各号および202条1項各号の決定は、取締役会の決議によるものとする規定がある。

〔第1問〕非公開会社とはどのような会社をいうか、説明しなさい。（10点）

〔第2問〕非公開会社が株主割当ての方法によって募集株式の発行を行う場合、株主割当て以外の方法による場合と比較して、手続上どのような違いがあるか。簡単に説明しなさい。（40点）

〔第3問〕本件募集株式発行手続は適法に行われたが、Xは払込期日までに資金を用意することができず、出資を履行することができなかった。その結果、本件募集株式発行により、Xの持株比率は29パーセントに低下した。本件募集株式発行の効力を争うために、Xとしてはどのような主張をすることが考えられるか。本件事案に即して検討しなさい。（50点）

次の（１）から（３）までの問題のすべてに解答しなさい。なお、（２）と（３）はそれぞれ独立した問題であり関連しない。

XはYを被告として、1000万円の貸金返還請求訴訟をA地方裁判所に提起した（以下、「本件訴え」という）。本件訴えにおいて、YはXから貸付を受けた事実はないと主張し、仮に貸付を受けたとしてもYはXに対して1000万円の売買代金債権（以下、「 $\alpha$ 債権」という）を有するので対当額で相殺する旨の予備的抗弁を主張した。

（１）民事訴訟法114条2項および142条の制度趣旨を説明しなさい。（30点）

（２）本件訴えの係属中に、YはXを被告として、B地方裁判所に、予備的抗弁で相殺に供した $\alpha$ 債権の支払いを求める訴えを提起した。B地方裁判所はこの訴えにつきどのように判断すべきか。（35点）

（３）XがA地方裁判所に本件訴えを提起するより前に、YはXを被告として、B地方裁判所に、予備的抗弁で相殺に供した $\alpha$ 債権の支払いを求める訴えを提起し、現在も係属中である。本件訴えにおいて、A地方裁判所がYはXから貸付を受けたという心証を得た場合、Yの予備的抗弁についてどのように取り扱うべきか。（35点）

【参考】

民事訴訟法（抄）

第114条 確定判決は、主文に包含するものに限り、既判力を有する。

2 相殺のために主張した請求の成立又は不成立の判断は、相殺をもって対抗した額について既判力を有する。

第142条 裁判所に係属する事件については、当事者は、更に訴えを提起することができない。

次の第1問および第2問のすべてに解答しなさい。

[第1問]

国際法において国籍が果たす役割について説明せよ。(60点)

[第2問]

次の用語について、それぞれ200字程度で説明せよ。(40点)

- (1) 内的自決権
- (2) 排他的経済水域
- (3) 核兵器禁止条約
- (4) 投資家対国家紛争解決制度 (ISDS)

次の第1問および第2問のすべてに解答しなさい。いずれの出題に対する解答も、500字程度内で解答すること。

〔第1問〕

二重課税の排除のための国際条約の法的性質としてプリザベーションを認めるべきか否かについて論ぜよ。(50点)

〔第2問〕

近代所得課税においては、金銭消費貸借などで資金を借り入れても所得は生じないと考えられている。その理由を説明せよ。(50点)

次の第1問から第3問までの中から二問を選択し、解答しなさい。

その際、選択した問題の番号を冒頭に記載すること（各50点）。

〔第1問〕 固定残業代の有効性要件について、近時の最高裁判決を踏まえながら説明しなさい。

〔第2問〕 個別労働紛争が増加傾向にある背景について論じた上で、その解決の仕組みがどのようになっているかについて述べなさい。その際、労働審判制度の特徴について明らかにすること。

〔第3問〕 X組合がY社に対し、組合員の解雇の撤回を求めて団体交渉を申し入れたところ、Y社は団体交渉に応じたものの、解雇の理由について問われても、「能力不足である」と抽象的な説明に終始し、その根拠となる資料を提出しない。また、Y社社長は、上記団体交渉申入れ後ほどなくして開かれた朝礼において、全従業員を前に「X組合に入っている未来はない」などと発言した。X組合として求めうる救済について論じなさい。

## 〔知的財産法〕

次の第1問および第2問のすべてに解答しなさい。

## 〔第1問〕

著作権法は、著作権に含まれる権利（支分権）の1つとして、「公衆送信を行う権利」（公衆送信権）を定めている（第23条1項）。  
 ここにおいて、単に「送信」を行う権利ではなく、「公衆送信」を行う権利とされている理由について、著作権法における「公衆」の定義、他の支分権における「公衆」の位置付け、及び著作権法の目的に触れながら、説明しなさい。（50点）

## 〔第2問〕

著作権法第35条2項に定める補償金（授業目的公衆送信補償金）に関し、次の（1）及び（2）の問題のすべてに解答しなさい。

- （1） 授業目的公衆送信補償金について、制度の趣旨及び概要を説明しなさい。（25点）
- （2） 現行著作権法上、授業目的公衆送信補償金は、公衆送信を行う場合に適用され、複製を行う場合には適用されていないことについて、その理由を説明するとともに、その是非について、あなたの考えを述べなさい。（25点）

## 【参考】著作権法（抄）

（公衆送信権等）

第23条 著作者は、その著作物について、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行う権利を専有する。

2 （略）

（学校その他の教育機関における複製等）

第35条 （略）

2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 （略）

次の第1問から第3問までの中から二問を選択し、解答しなさい。  
その際、選択した問題の番号を冒頭に記載すること。(各50点)

〔第1問〕

社会保障制度における「最低生活の保障」と「自立の助長」について説明しなさい。

〔第2問〕

不法行為の際の損害賠償額の算定にあたり、障害年金と遺族厚生年金の逸失利益性を肯定するかどうかについて、裁判所の判断を参考にしつつ述べなさい。障害年金と遺族厚生年金の相違点について説明するとともに、その違いとの関係で社会保険の権利性についても言及しなさい。

〔第3問〕

日本政府が行ってきた新型コロナウイルス感染症をめぐる医療関係の政策について、医療保険に関するものとそれ以外を分け、それぞれの政策の性質をその財源の違いも含めて説明しなさい。そのうえで、それらの政策について私見を述べなさい。

〔政治学〕

次の第1問および第2問のすべてに解答しなさい。

〔第1問〕

熟議民主主義とは何か。従来の民主主義との違いや、熟議民主主義の特徴と目的に言及しながら説明しなさい。

(50点)

〔第2問〕

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う国際社会の状況から観察される国際レジームの有効性について、国家と市場の関係を念頭に説明しなさい。

(50点)





